

日本共産党埼玉県議団公開研修会記録集

# 震災がれきの広域処理を考える

2012年5月25日 さいたま共済会館



日本共産党埼玉県議会議員団

## ごあいさつ

日本共産党埼玉県議会議員団は2012年5月25日、東日本大震災被災地で発生した大量の震災がれき（災害廃棄物）を他の都道府県に運び出して処理する「広域処理」の問題について、県内市町村議会議員などを対象にした公開研修会を開催しました。

公開研修会では、廃棄物問題に詳しい田口正己・立正大学名誉教授の講演に加えて、埼玉県資源循環推進課の担当者から、埼玉県の震災がれき受け入れについての考え方を説明してもらいました。当日は県内各地から多数の方々が参加され、質疑も活発に繰り広げられました。この問題への関心の高さを改めて実感したところです。

このたび、公開研修会での講演や参加者の発言をまとめた記録集を作成いたしました。この記録集が、災害廃棄物問題を考える一助になれば幸いです。

2012年7月

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下 礼子

# もう一つの大震災 原発事故問題—災害廃棄物と放射性廃棄物の問題

田口 正己

立正大名誉教授



## 略歴

立正大学名誉教授。地域社会学専攻。1938年秋田県生まれ。立正大学大学院修士課程修了。立正大学社会福祉学部教授、同大学社会福祉学部長を歴任。

紹介いただきました田口でございます。

大震災が起こりまして、皆さんご存じのように、被災地には膨大な災害廃棄物が発生しました。きょうは廃棄物問題の研究者の1人として、災害廃棄物に関わる問題についてお話ししたいと思います。

## 「3.11」と災害廃棄物の問題

大震災と原発事故を廃棄物の問題に結びつけて考える場合、この2つは一応分けて考えるべきであると考えています。きょうのテーマは「災害廃棄物の広域処理」です。「広域処理」が成り立つには、県の方も力説していましたが、処理対象の廃棄物は放射性物質によって汚染されていない、いわば被ばくしていない災害廃棄物に限られます。被災地の復旧・復興・再生を重視・優先するため、膨大な災害廃棄物の処理等や撤去を急ぐ必要がある場合、被災地だけで処理・処分等を行うことは非常に難しい。一刻も早く被災地から災害廃棄物を撤去することが必要で、重要ではないか。このように考えることはまともで、誰もが考えることです。その意味で、「広域処理」という形で被災地外の都道府県や市町村等（一般廃棄物の処理等を担当するのは市町村以外、一部事務組合も担当している。埼玉県の場合も、一部事務組合が市町村に代わっ

て処理等を行っている）が処理等をしてもし不思議ではないし、考えられることであります。

説明にあったように、埼玉県は現在、太平洋セメント（株）など県内の一部の大企業に災害廃棄物の受け入れを要請し、「広域処理」を行っています。住民が「広域処理」の方針に同意しない場合、市町村や一部事務組合に災害廃棄物の受け入れを要請しても、実現は難しいだろうと思います。現に要請を繰り返しているが、住民同意が得られず実現にいたっていない。少なくとも現時点、災害廃棄物の受け入れを正式に表明し、処理・処分等を行っている市町村等はありません。このため、太平洋セメントなどが県の要請を受け入れ、災害廃棄物の「広域処理」に協力している。これが埼玉県の「広域処理」の実態であり、県は辛うじてメンツを保っています。

なぜ、このようになっているか。「3.11」からすでに1年2カ月も経っています。1年

2カ月という時間は長いともいえるが、瞬間であったと捉えることもできます。「ずいぶん時間が経った」と感ずる人がいる一方、まったく違った認識を持つ人もいます。被災地からすると、1年以上たっても被災地が受けた「3.11」の衝撃、実害、計り知れない後遺症を、被災地外の人々が理解するのは難しいであろうという思いがある。衝撃や後遺症の深さや大きさ、時間感覚や時間意識、問題意識などは共有してもらえないことへの不安や苛立ち、諦めなど複雑な感情があるとあります。

ところで、あれから1年余も経った今、な

## 災害廃棄物と放射性廃棄物の問題

---

廃棄物問題の視点で考えると、原発事故の発生が原因で、「3.11」以降、廃棄物問題は複雑な様相を呈することになります。「災害廃棄物」でくくることはできなくなりました。実態に即していえば①災害廃棄物②放射性物質が飛散・拡散したことで被ばくした災害廃棄物、いわゆる「被ばく災害廃棄物」（被ばく程度は別にして）③原発事故に起因して新たに発生した放射性廃棄物、に区分できます。福島原発が放出した放射性物質は宮城県や岩手県の方向に北上し、一方では南下し、首都圏やそれ以西の遠隔地に大量に飛散・拡散しています。放射線量の高い「ホットスポット」が、被災地外の都道府県・市町村に現出しています。「ホットスポット」では、放射線量の高い剪定枝や落ち葉や雑草、放射能で汚染された空き地などを除染することで発生する表土、浄水場や下水施設などで発生する汚泥等、いわゆる放射性廃棄物が大量に発生しています。

「広域処理」の対象は災害廃棄物であるが、肝心の災害廃棄物は原発事故によって被ばくしている心配はないのか。被ばくの心配がない①の災害廃棄物だけを「広域処理」するの

ぜこのようことが問題として検討の対象になるのか。「3.11」に起こった大地震や大津波で甚大な被害・実害が発生し、膨大かつ多様な災害廃棄物が発生したということだけでは、必ずしもない。とてつもなく大規模な自然現象・自然災害が発生したということだけでもない。それ以上に、同日同時刻に被災地のど真ん中で原子力発電所が爆発事故を起こし、放射性物質を大量に放出し、以東や以北、以南や以西に飛散・拡散しました。「3.11」は、原発事故を契機に決定的に変わったのであります。

か、②の「被ばく災害廃棄物」も対象にくわえるのか、悩ましく深刻な問題を県や市町村は抱えているわけです。「広域処理」という名の災害廃棄物の受け入れに被災地外の住民の多くは、現時点では同意していません（その証拠に、「広域処理」が全国的に進展していない）。異議を唱えているのは、災害廃棄物が少なからず被ばくしているのではないかと、疑ってかかっているからであります。「被ばく災害廃棄物」を受け入れることに住民が不安を抱き、反対しています。どの程度が「被ばく災害廃棄物」で、被ばくがどの程度か、はっきりしていない。災害廃棄物の被ばく状況については、実態調査にもとづく信頼に足る情報を開示していない。それ以前に、信頼できる実態調査が環境省等によって行われてきたかどうか、疑わしいという問題もあります。

被ばくが危惧される災害廃棄物は福島県内だけではなく茨城県や千葉県の沿岸部で発生した災害廃棄物にも、汚染の危険が十分にあります。宮城県や岩手県の災害廃棄物も、放射能の汚染から免れてはいないわけです。福島原発から放出された放射性物質は

3月12日以降、少なくとも10日間だけでも5つのルートで周辺地域や遠隔地に大量に飛散・拡散しています（3月12日の女川ルート、15日午前の群馬ルート、15日午後の新館ルート、20日の一関ルート、21日の柏ルートなどで飛散・拡散したといわれている）。放射性物質は宮城県から岩手県南部にかけての地域や、福島県以南・以西の広範囲に飛散・拡散し、災害廃棄物の汚染を通じて大量の「被ばく災害廃棄物」を生み出す一方、潜在的な放射性廃棄物（除染等によって新たに発生する放射性廃棄物）を大量に発生させてきています。現に、すでに「ホットスポット」の市町村・地域では膨大な放射性廃棄物を生み出しています。「ホットスポット」では処理・処分の苦慮にくわえ、仮置き場の確保等に苦労しています。

岩手県は福島原発から離れているし、放射線量の濃度も原発立地周辺と比較して低いことは明らかです。石巻や陸前高田の災害廃棄

物も濃度差はあるが、被ばくしていることは事実であり、被ばくを示す放射線量の数値も発表されています。岩手県内陸部の一関市や奥州市にも放射性物質は飛散し、除染等ではぎ取った表土という大量の放射性廃棄物が発生し、どのように処理・処分、保管するのか、難しい問題を抱えています。したがって、原発事故がなかった場合、災害廃棄物が被ばくすることはなかった。災害廃棄物の撤去が被災地の復旧・復興等に重要である場合、被災地外の市町村等が災害廃棄物の受け入れに反対することも希有であったと考えられます。「広域処理」を難しくしているのは原発事故、災害廃棄物の被ばく化です。ですから、廃棄物の問題を「3.11」の問題として考える場合、どうしても原発事故の発生や災害廃棄物の被ばく化の問題を重視せざるを得ない。原発事故が「3.11」問題を複雑にし、問題解決を困難にしていることは紛れもない事実であります。

## 「ホットスポット」と放射性廃棄物問題

「3.11」以降、「ホットスポット」の問題が大きく取り上げられています。常磐線沿線の千葉県松戸市、我孫子市、流山市、柏市、野田市など、いわゆる千葉県東葛地域が放射線量の高い「ホットスポット」として全国的に有名です。東葛地域は内陸ですので、災害廃棄物が特別問題になるほど発生しているわけではない。問題は放射性廃棄物です。福島原発から大量の放射性物質が飛散し、東葛地域の全域が被ばくし、汚染の被害を受けています。柏市の場合、市内の民有地や公有地、雑草・落ち葉や剪定枝、幼稚園等の園庭、学校の校庭、児童公園・近隣公園・都市公園等、農地や斜面地や平地林、江戸川や利根川等の河川敷、手賀沼の土手、市内の浄水施設等の汚泥など、市内全域が濃淡差はあるが放射線によって汚染され、市内各地で高い放射

線量が確認されています。放射能で汚染された雑草や落ち葉や剪定枝などを可燃ごみとして収集し、最新鋭の清掃工場に持ち込み焼却した場合、飛灰や焼却残渣等から高濃度の放射線量が計測され、最終処分ができない深刻な状況が生まれています。放射性廃棄物を清掃工場の敷地内などに一時保管（実質、半永久的に）せざるを得ない状況にあります。

柏市は落ち葉や剪定枝等の排出・収集を一時的にストップせざるを得なくなっています。それ以上に校庭や園庭等、公有地の除染で発生する表土等の放射性廃棄物をどう処理・処分するのか、それ以前にどこに仮置きするのか、仮置き場の確保・管理に行政は苦慮しています。つまり、住民が排出した被ばくしている一般廃棄物を清掃工場などで処理するにしても、不燃物を最終処分場に直接搬送する

場合でも、被ばくの程度や放射線量の濃度によっては放射性廃棄物として別途取り扱わざるを得なくなっている現実があります。こういう放射性廃棄物に関わる問題が「ホットスポット」では日常化している。

整理すると、原発事故の発生を契機に「3.11」以降の廃棄物・廃棄物問題はシンプルではなくなっている、災害廃棄物の問題として単純化するわけにはいかない。廃棄物も前述のように「災害廃棄物」、「被ばく災害廃棄物」、新たに発生した「放射性廃棄物」に区分けし、きめ細かに向き合う必要があります。

埼玉県については、県の方も述べられたが、南西部を中心に一部「ホットスポット」が表面化しているが、限定的であると述べています。「ホットスポット」は元来、広域的（「ホットエリア」）ではない、スポット的に表れるというのが一般的であります。ただし、私がこれまで収集し、持ち合わせている資料・データでみると、埼玉県の場合も放射線量が高い地域・場所は狭く扱うことができないように思い、大いに心配しております。1つは、県や市町村が「ホットスポット」やその隣接地の放射線量をきめ細かく系統的に測定しているのか、測定結果を十分に開示してきているのか。住民は「隣が『ホットスポット』で放射線量が高い。うちは大丈夫か、どの程度の放射線量を確認しているのか」と心配しているはずであります。測定されている線量は「ホットスポット」の基準値、毎時0.23マイクロシーベルト以下だから「よかった」と安堵していいのか。測定時の数値はたまたまそうであっても、その前後の数値はどうなのか。測定を数回したぐらいで安堵していいとは到底考えられない。もっと頻繁に、あるいは長期間、定期的なきめ細かく測定し、結果を全面開示する必要があると思います。空間線量の数値でも、測定ポイントは地上1メートルか、1.5メートルか、地上50センチか、どのポイントで測定しているのか。住民の不安や危惧を払拭するため、測定方法について大い



に工夫する必要があります。こうした問題意識や視点で放射線量を測定しているのか、被ばくの実態を確認しているのか、が問題であります。私が収集し、持ち合わせている資料・データでは埼玉県内にも「ホットスポット」と見るべき高い放射線量を計測している市町村・地域は決して少なくない。「ホットスポット」は希有的であると判断できる状況ではありません。むしろ「ホットエリア」として受け止めるべき被ばく状況が県内で広がっているように思います。

住民団体などが調べているデータなどを見ますと、東京の23区や多摩地域でも「ホットスポット」の目安とされる放射線量毎時0.23マイクロシーベルトを上回っている区や市町村が存在します。場所によっては基準を2倍3倍も上回っています。皇居の隣接地というべき千代田区内の複数のポイントでも高い放射線量を計測しています。たとえば、隣接の神保町周辺（淡路町）の放射線量は「ホットスポット」の基準数値を大幅に上回っています。住民団体などの調査・測定で住民を不安にさせるような測定値が発表されています。放射線量が高い「ホットスポット」は千葉県東葛地域や東葛地域の隣接地に限定されているわけではない。岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、東京都、埼玉県、栃木県、群馬県など広範囲にわたって分布し、「ホットエリア」の状況を呈しています。

## 政治・行政・メディア・研究者や情報への不信

---

こうした学習会を開きますと、多くの方が参加します。講義の後、参加者から多くの質問が出ます。今日のように行政の担当者が出席しますと、質問の大半は行政担当者に集中します。県の担当者がみえていますので、この後の質疑では質問の多くは担当者に集中し、私の出番は少ないのだらうと楽観しています。住民の「安心・安全」に責任を負っているのは行政で、研究者が「安心・安全」を訴え、保障しても信用されない。居住地での「安心・安全」を担保されるのは県や市町村、とくに市町村であると、賢明な住民はとらえているのです。

ところが残念なことに、住民の多くは行政に対して不信感を持っている。行政のやることを疑ってかかっている。国は信用されていないし、県も市町村も基本的に信用されていない。国や都道府県や市町村が被ばく状況を誠実に測定し、住民と向き合っても、住民は測定結果などに首をかしげている。「本当の情報・数値を開示していないのではないか、本当のことを言っていないのではないか」「数値自体も本当なのか？」と疑ってかかる場合が多いわけです。政治への不信、行政への不信が非常に深い。メディアに対しても住民の不信感が強い。メディアが報じる情報の内容にも疑いを持っている。つまり、情報不信が蔓延しているわけです。被ばくや放射線量等々の問題についての疑念はとくに大きい。

「原子カムラ」の一角を構成する大学等の研究者は数多いが、彼等が提供する情報や解説についても住民は不信感を持っています。つまり、誰を信じていいのか、住民は分から

なくなっている、これが実態であります。きょうの参加者は共産党の地方議員が多数のようですが、国政の議員や地方の議員も住民の多くは同じく信用しなくなっています。唯一、信任を得ているとすれば、それは共産党の議員だけでしょう。共産党議員団はウソをつかないと信じているわけです。共産党の議員だけは例外であるが、地方議員も総じて信用されていない。地域にアンテナを張り、情報収集に努めることの多い私の情報分析にもとづく評価であります。だから自ら信用できるデータを収集し、分析し、確証や事実を迫る以外にないのが、最近の住民の傾向であります。このため、住民自らが調査や測定の主役として積極的に活動し、活動結果を数値として発表してきています。

インターネットは放射能問題や廃棄物問題などに関する膨大な情報を発信しています。プリントアウトしますと何十枚何百枚という膨大な量になります。大手メディア等が発表、あるいは誘導する情報に対して住民の多くは疑いを持っており、このために情報や考え方、捉え方などを模索してインターネットが発信する多様な情報に頼ろうとします。大手メディアが報ずる情報に不信が広がっている証しであると思います。こうした状況が全般化しているもとでは、われわれが現在直面しているさまざまな問題を解決することは容易ではない。政治が信頼され、行政が信頼され、メディアや研究者が信頼され、情報や分析が信頼されるという状況を醸成することがどうしても必要であります。

## 膨大かつ多様な災害廃棄物——20年分に相当する災害廃棄物量

---

以下、災害廃棄物について話します。「3.11」で災害廃棄物が発生しているのは被災地3県だけではありません。茨城県でも沿岸を中心に膨大な災害廃棄物が発生しているし、千葉県の外房でも同じように発生しています。青森県の太平洋沿岸、八戸や下北半島でも震災と津波の被害を蒙っているし、災害廃棄物も大量に発生しています。北海道の被害や災害廃棄物も、被災地3県に隠れてはいるが決して小さくはない。根室にかけて大きな津波が襲っており、大量の災害廃棄物が発生しています。

東日本大震災で発生した災害廃棄物が膨大であることは、繰り返し言われてきているが、実態は明らかになっていません。被災地3県の災害廃棄物の量だけでも、全国で年間に発生する一般廃棄物量の5割以上(53~56%)、いわゆる全国の半年分相当の膨大な量(約2200万トン以上)の災害廃棄物が「3.11」で発生している。メディアは繰り返しこのように報じています。宮城県が最多で、約1500~1600万トン発生しています。この量は、宮城県で年間に発生する一般廃棄物量の20年分以上相当であります。岩手県で発生した災害廃棄物(580万トン)は、県内で年

間に発生する一般廃棄物量の10年分に当たります。「3.11」に発生した災害廃棄物は紛れもなく膨大です(なお、福島県の災害廃棄物は約208万トン)。

これだけの災害廃棄物が被災地3県で発生しているわけです。うち「広域処理」を予定されているのは宮城県と岩手県の災害廃棄物で、福島県の災害廃棄物は対象外です。放射能の被ばく(「被ばく災害廃棄物」)が危惧されているからです。被災地の域内の中間処理施設や最終処分場で短期間(3年以内)に処理・処分やリサイクル等を行うのは困難と判断し、被災地内処理(「域内処理」)の数量を超える災害廃棄物を被災地外に搬送し、「広域処理」すると考えています。たしかに災害廃棄物は膨大で、被災地や岩手・宮城の両県内の市町村等が保有する中間処理施設や最終処分場などで短期間に処理・処分、リサイクル等をやり遂げることは難しい。何年も災害廃棄物の山と向き合うことになります。こういう状況を想像した場合、災害廃棄物を一刻も早く目の前から撤去したいと考えるわけです。この発想をもとに打ち出したのが、災害廃棄物を被災地外に持ち出し、被災地外で災害廃棄物の処理等を行うという方針です。

### 半年遅れの「災害廃棄物特別措置法」の制定

---

国(所管は環境省)は「広域処理」の方針を、「3.11」から日が経たない段階で打ち出しています。災害廃棄物を被災地外に持ち出す「広域処理」の要請を、根拠法が整わない段階で行っている。「広域処理」の裏付けとなる法律、「災害廃棄物特別措置法」(「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」)を国が制定するの

は半年後(2011年8月18日)であります。対応としてはいかにも遅い。全国で被災地の抱える苦悩や問題を共有・共感して分かち合う、「3.11」を「オールジャパン」で受け止めるという考え方が、「広域処理」の方針に発展し、正当化・合理化してきたのであります。「被災地外の都道府県・市町村等も災害廃棄物を応分に引き受ける必要がある」、

こうした心情は被災地外でも芽吹いていたと思います。全国民1億2千万人が「3.11」を自身の災禍・苦悩として分かち合うべきで、災害廃棄物についても応分に受け入れるべきであるし、受け入れられるはずだ、という思いや判断があったと思います。

環境省は震災直後に、こうした判断や方針をいち早く打ち出しているが、「広域処理」の担保に不可欠な法律「災害廃棄物特別措置

法」を制定したのは半年後です。「広域処理」が最善という確信があるのなら、必要な法律を間髪入れずに準備し、速やかに制定すべきですが、時間がかかりすぎています。危機意識が希薄だったのではないか、切迫感が不足していたのではないか、霞ヶ関や永田町と被災地との温度差や危機感の落差を露呈していると思います。

### 災害廃棄物は第3の廃棄物——一般廃棄物、産業廃棄物、災害廃棄物

災害廃棄物の「広域処理」方針や「災害廃棄物特別措置法」には、無理や矛盾があります。関連法との矛盾もある。政治的・行政的な思惑が先行するため、災害廃棄物の実態を無視しています。実態を無視・軽視して「広域処理」をゴリ押ししています。

被災地外の都道府県や市町村が災害廃棄物を受け入れて処理・処分等を行うとして、処理・処分等を実際に担当するのは施設やノウハウを持っている市町村や一部事務組合であって、都道府県ではありません。都道府県には処理・処分等の実績も、施設もノウハウも有していません。都道府県、そのじつ市町村等が災害廃棄物を受け入れて処理・処分等をするには、災害廃棄物が「一般廃棄物」である必要があります。「産業廃棄物」だと規定した場合、処理責任は排出事業者であって市町村ではなくなります。廃棄物処理法にもとづき災害廃棄物の処理等を行うには、災害廃棄物を一般廃棄物として再規定する必要があります。

環境省が災害廃棄物を一般廃棄物と規定したことで、被災地外の市町村等への災害廃棄物の受け入れ、「広域処理」の要請が正当化・合理化されます。もちろん廃棄物処理法にもとづかず、別建てで都道府県や市町村等に「広域処理」を要請する途も考えられないわけではありません。「災害廃棄物対策基本法」



藤倉泰治・陸前高田市議(左)の案内を受け、被災地を視察する日本共産党埼玉県議団。

後方に見えるのは、積み上げられたがれきです。

(2012年5月15日)

等の新たな法律を制定し、廃棄物処理法で規定する一般廃棄物や産業廃棄物以外の「第3の廃棄物」として「災害廃棄物」なる新たな範ちゅうを設け、「広域処理」等の新たな選択肢を検討・用意する方法です。1995年の阪神・淡路大震災後、この種の新法を制定する機会がありました。ところが、わが国はその後も大震災に頻りに遭遇し、新法を制定するチャンスがあったにもかかわらず、制定の機会を生かさず、いまだ新法を制定していません。

このため、わが国は「3.11」以降の災害廃棄物の問題に対して、廃棄物処理法で対応せざるを得ませんでした。「災害廃棄物特

別措置法」が成立するのは「3.11」から半年後ですが、この法律も廃棄物処理法をベースにしています。この法律で災害廃棄物を一般廃棄物として再規定し、市町村等に処理等の責任を転嫁し、一方で「広域処理」の途を用意しています。廃棄物処理法の原則に反して、被災地外への災害廃棄物の「越境搬送」を認めて「広域処理」する方針を打ち出しています。

だが前述のように、災害廃棄物を一般廃棄物として扱うことには無理がありますし、災害廃棄物の実態と明らかに矛盾しています。「広域処理」を可能にするための建前と災害廃棄物の実態との隔たり、矛盾はどうしようもない、厳然たる事実です。被災地の現場を見て、被災地の行政担当者や地方議員から説明を聞くと、災害廃棄物を一般廃棄物として捉え、対応することには無理がありますし、誤りではないかと考えています。災害廃棄物の量と質の両面を見ると、実態は一般廃棄物よりも産業廃棄物に限りなく近い。産業廃棄物として取り扱う方が現実的であります。

災害廃棄物を一般廃棄物として規定するのか、産業廃棄物として規定するのかによって、対応や方針は決定的に違います。一般廃棄物として規定したことで、被災地外の市町村や一部事務組合が処理・処分等を行う途がひらけましたが、「広域処理」が可能となるには、一般廃棄物の「越境搬送」を禁じた廃棄物処理法の基本原則との矛盾を解決する必要があります。産業廃棄物と規定した場合、市町村

や一部事務組合に災害廃棄物の受け入れや処理・処分等について要請ができません。そもそも政令指定都市以外の市町村等には産業廃棄物の処理・処分等の実績はないし、処理等の施設やノウハウの持ち合わせがありません。廃棄物処理法は産業廃棄物を、法律と政令で定める事業活動に伴って発生する19種類の事業系廃棄物と規定しています。排出事業者には「適正処理」の責任を課しており、市町村には課していない。したがって、災害廃棄物を産業廃棄物と規定した場合、市町村等に対して国は例外規定などを別途定めない限り、受け入れや「広域処理」について要請できません。それゆえ、環境省としては災害廃棄物をどうしても一般廃棄物として再規定する必要があります。実態は産業廃棄物に限りなく近く、かつ産業廃棄物として把握すべき実態が存在しても、「広域処理」という名で市町村等に「越境搬送」し、処理・処分等を要請するためにも一般廃棄物として規定することが不可欠でした。

災害廃棄物を見ると、市町村等が処理・処分等を行うことが可能な一般廃棄物も確かに少なからず含まれているが、市町村等の実績や技術・ノウハウ、施設能力に照らして手に余る災害廃棄物が大半です。専門的能力や施設を有している産廃処理業者が扱うべきと考えられる、有害で危険な災害廃棄物がじつに多い。こうした有害危険な廃棄物を目の当たりにした場合、市町村が「広域処理」という名で受け入れることに違和感があります。

## 災害廃棄物は災害廃棄物である——現行「廃棄物処理法」の限界

---

だからといって、膨大で多様な災害廃棄物を産業廃棄物として規定するにはやはり無理があるし、難しい面も確かにあります。災害廃棄物を一般廃棄物や産業廃棄物と規定し、取り扱うことに無理がある。廃棄物処理法で対応しようとしたこと自体が問題であったと

考えざるを得ません。一般廃棄物も産業廃棄物も、排出者や排出源・発生源が存在します。一般廃棄物の主たる排出源は家庭ですし、事業所も生活系廃棄物を排出しています。これに対して産業廃棄物の排出源は工場や事業所で、事業活動によって発生する廃棄物である

が、事業系廃棄物の中の19種類にすぎません。19種類以外の事業系廃棄物は産業廃棄物ではなく、一般廃棄物となります。いずれも、一般廃棄物や産業廃棄物の排出源・発生源は明らかであります。

災害廃棄物はどうか。排出源・発生源を特定できにくいのが、いわゆる災害廃棄物です。地震で倒壊し、津波で流出した家屋や事業所などは排出源というか、震災以前の持ち主の個人や法人をある程度明らかにできます。家財道具や事務用品等も持ち主がいたわけです。発生源や所有権に照らして、家庭から出る一般廃棄物や事業系一般廃棄物であることは明らかです。ところが、倒壊し津波とともに漂流するなかで排出者も排出源も特定しにくくなるのが、災害廃棄物の大半です。つまり、排出者・排出源を特定しにくい。発生源・排出源を特定するには災害廃棄物一つひとつの震災以前の持ち主を確認する必要があるが、大震災の現場、積み上がっている災害廃棄物を見ると、それが無理であることは明らかです。したがって、排出者責任や排出源・発生源責任を問うことは困難であり、現実的ではありません。海底の土砂や船舶など、津波によって海から陸に運ばれた膨大かつ多様な災害廃棄物の1つ1つの排出者や排出源・発生源を特定し、処理責任を問うことは不可能であるし、問うこと自体が無意味です。責任を問えないものが圧倒的に多いからです。一般

廃棄物とか産業廃棄物とかの視点で災害廃棄物の問題に向き合うこと自体、生産的でないし、非現実的であります。

もちろん、所有権を特定できる災害廃棄物もないではない。漂流して陸に上がった船舶などは、船名や登録番号などから持ち主を特定できるでしょう。持ち主が判明したとして、船主に処理責任を取らせることもできるが、それで災害廃棄物問題が解決するとは到底いえない。重油やガソリンなどの発生源はガソリンスタンドや船舶であるが、どこのガソリンスタンドや船舶から流出したのか特定できない。誰が所有していた船から流出した重油か、特定することに意味はないし、特定できない。倒壊・漂流した石油タンクから漏出した石油かもしれない。つまり、災害廃棄物の大半は発生源・排出源が特定できません。仮に性状等に照らして産業廃棄物の要件を有しているとしても、排出源・発生源が特定できない限り「適正処理」の責任を問えないし、不法投棄等に関わって原状回復の責任を課すこともできない。災害廃棄物に対して廃棄物処理法を根拠に対応することは、有効でも現実的でもありません。一般廃棄物や産業廃棄物として災害廃棄物問題に向き合うことがそもそも無理であり、無責任です。災害大国・日本としては、「災害廃棄物」という新たな範ちゅうを設け、新たな対応方法を構築すべきであります。

## 震災大国・日本に何が必要か——「災害廃棄物対策基本法」制定の必要性

わが国は阪神・淡路大震災からどのような教訓を引き出してきたのか。大震災後に必ず発生する膨大な災害廃棄物の問題の解決に結びつく教訓を、何一つ導き出していない。「3.11」以降の無策は、このことを端的に示しています。膨大な災害廃棄物を前に狼狽し、有効な対策を講ずることができず、1年数カ月後の現在も被災地の災害廃棄物はいっ

こうに減っていない。基本的に何一つ解決していないし、被災地は変わっていない。残念ながら、阪神・淡路大震災から何一つ学んでこなかったことの証しであり、報いではないかと思えます。災害廃棄物が突きつける多面的で深刻な問題に廃棄物処理法が有効に機能していません。新たな基本法を制定することが不可避であることを、阪神・淡路大震災は、

大きな犠牲を払って政治や行政、研究者やわれわれに教えてきたのではないか、このように見ております。

「3.11」には阪神・淡路大震災と違う2つの要素・局面があります。1つは、大津波の襲来であり、他の1つは原発事故の併発、放射能汚染の拡大です。ここでは大津波の被害に限定しますが、津波の襲来によって、地震だけでは考えられない膨大・多様な災害廃棄物が発生しました。津波で発生した廃棄物は生活系廃棄物でも事業系廃棄物でもない。一般廃棄物でも産業廃棄物でもない、廃棄物処理法が想定していない新しい廃棄物を発生させています。排出者・排出源を特定できない「災害廃棄物」として規定すべき、いわゆる第3の廃棄物、「災害廃棄物」であります。「災害廃棄物対策基本法」のような新法を制定し、新しい体制で臨まざるを得ない処理困難な廃棄物を大量に発生させています。阪神・淡路大震災の教訓を受けて、本来ならば、この種の法律を事前に制定し、備えるべきであったが、国は「3.11」以前にこうした法律を制定してこなかった。こうした備えがないなかで東日本大震災が起きたわけです。「3.11」に遭遇し、未曾有の災害廃棄物を目前にして、国がいの一番に取り組むべきは、この種の法制度を一刻も早く制定・整備することでありました。基本法を短期間に制定することが難しい場合、災害廃棄物という範ちゅうを新設して対応できるように、特別措置法を制定して状況に備える必要がありました。ところが、国はその措置を講じていない。特別措置法の制定になんと半年も時間を要している。認識の甘さ、危機意識や切迫感を欠いています。「廃棄物処理法」で対応できると判断していたわけで、致命的な誤りを犯したといえます。

国は判断ミス of 責任の一切を取っていません。「広域処理」の要請に応じて災害廃棄物を受け入れた場合、処理・処分等に伴う費用の一切を、輸送費用を含めて負担することを

国は一応約束しています。ただし、費用を持つといつつ、費用を最終的に値切るのが国の従来 of 常套手段です。「広域処理」に伴う費用についても、支払いを確実に守るかどうかは不確かです。たとえば「ホットスポット」の場合、国は除染費用の全額を負担することに抵抗している節があります。「除染では市町村に迷惑はかけない、財政面で国が責任を持つ」旨の発信情報を信じた自治体は、住民の不安を払拭すべく大がかりな除染計画を策定し、事業を先行的に実施しました。その上で環境省と協議に入ったところ、環境省は手のひらを返して、「環境省の基本方針に沿って事業を行った場合に限り、事業費を適正に交付する」方針を改めて示し、全額費用負担を拒否しているといいます。このため、市町村は除染に要した費用の全額の交付が受けられず、結果的に広域で、かつきめ細かな除染事業を行えば行うほど一般財源の持ち出しが増大し、財政を圧迫するようになっていきます。以降、市町村は財政事情を優先し、除染計画をどんどん縮小してきています。現に「ホットスポット」では、環境省との協議を経て除染事業を大幅に見直し、後退してきています。

以上は放射性廃棄物に関わる事業の場合であるが、同じことは災害廃棄物の処理等においても危惧されてきています。少なくとも市町村や一部事務組合が災害廃棄物の「広域処理」などの事業主体になる場合、事業費の全額を環境省が負担し、市町村等に経費の一部負担を転嫁することがないのか、大いに危惧されます（災害廃棄物の処理等の事業を大手ゼネコンなど大企業が全面受託している場合がある。災害廃棄物処理等に要する費用として1兆円超、最終的には数兆円規模に膨張すると考えられているが、民間企業が事業を受託する場合の事業費の支出は市町村等への支払いの場合と違って、削減されたり値切られたりすることはないといわれている）。

## 「広域処理」の実績

---

「3.11」から1年2カ月経ちました。この間、国は災害廃棄物の「広域処理」を要請してきているが、周知のようにいっこうに進展せず、今日にいたっています。「広域処理」を含めた処理実績は依然低迷しています。2～3週間前に、処理実績約13%という数値を発表しています。この数値も作文ではないか、実際はもっと低いのではないかと勘ぐっています。現地視察や関係者の話などを総合すると、実際の実績はもっと低い、1割未満ではないかと考えています。県庁がどう見ているかは分かりませんが、処理実績1割以上という数値は疑わしい。どういう根拠でこのような数字を発表しているのか精査が必要です。

災害廃棄物の数量、「広域処理」対象の災害廃棄物を示す数値がころころ変わっており、どの数値が正しく信用できるのかがはっきりしません。つまり、災害廃棄物の実態があやふやであります。岩手県の災害廃棄物はどのくらいか。数字は昨年3月後半～5月頃に出ているが、1年2カ月間に数値はころころ変わっています。インターネットで数値を追って見ても、数値は微妙に変化し、1割程度の増減を示しています。実態を精査した結果、数値を修正すべきと判断しての修正でしょうか。最初に発表した災害廃棄物の量自体がバブルだったのではないのでしょうか。実態を精査した結果、最近、確定値に近い数値を公表するようになってきたのではないかと、このように考えています。

国の要請を受けて災害廃棄物を受け入れ、「広域処理」を分担する方針を固めた被災地外の都道府県や市町村等が、住民に説明して理解を得ようとする場合、「広域処理」予定の災害廃棄物の量がどの程度か、信頼できる数値を示す必要があります。被災地で処理等

ができる量はどの程度か、数値に対する信頼が必要です。ところが、これまで信頼に足る数値が示されていません。

最近、宮城県の被災地に足を運び、地元の新報、「河北新報」や全国紙の県内版などを見ると、災害廃棄物に関する最新の数量などが報道されています。これまで公表されてきた数値と明らかに異なる数値が、その都度その都度載っています。数値がころころ変わる、これが災害廃棄物に関する数値であります。災害廃棄物の量は発表の都度、減る傾向にあります。「3.11」直後に災害廃棄物として発表された量は、GPSで被災地の広さをベースに、一定の計算方式で推算した発生量で、数値は総じて多めに算出されています。地震と津波に襲われた被災地に津波が運び込んだ災害廃棄物の量は膨大で、かつ災害廃棄物は多様です。その一部は押し寄せた津波が引いていく際に逆流で、海に押し流される。その数量は予想以上に多かったと考えられています。海に押し流された一部の災害廃棄物はその後海上を漂流し、一部は海底に瓦礫等として沈殿する。こうした災害廃棄物は相当量になり、一部は災害廃棄物の量や処理が必要な廃棄物から除外されます。この種の災害廃棄物が「広域処理」の対象廃棄物としてカウントされたり、除外されたりします。調査が行き届くにつれて、災害廃棄物の量は最初に発表した量から1～2割減っても不自然ではありません。発表された災害廃棄物の数量には、一定のバブルな分が含まれていたと見なして大過はないと考える所以であります。

## 「仙台方式」と「宮城県方式」——宮城県の災害廃棄物処理の実態

以下、宮城県の災害廃棄物処理について考えてみます。仙台市や宮城県は約1500万トンの、宮城県全体の年間の一般廃棄物20年分に相当する膨大な災害廃棄物の処理にどのように向き合ってきたのか、「宮城県災害廃棄物処理計画」にもとづいて検討します。

政令指定都市の仙台市も他の沿岸部の市町村同様、津波に見舞われて大きな被害を出しています。仙台市の災害廃棄物は市内の被災地域から沿海部の3カ所の集積場（仮置き場・中間処理場・搬入場）に集められ、災害廃棄物の山を形成し、徹底的な分別を経て事細かに区分されています。仙台市の災害廃棄物は「域内処理」が基本で、「広域処理」を予定していません。放射性物質によって災害廃棄物が被ばくしている、被ばくしていないに関係なく、「域内処理」を原則にしている。つまり、仙台市は災害廃棄物を市内で処理・処分し、あるいはリサイクル等を行なっています。このため、仙台市は産業廃棄物の処理・処分、リサイクル等について実績、施設、技術やノウハウを持っていると考えられる市内の産廃業者に協力を要請し、そのじつ協力を得ています。仙台市の清掃部課だけでは対応できないが、施設や技術やノウハウを持っている市内の産廃業者の協力を得ることができた場合には「域内処理」が可能であり、「広域処理」に頼る必要はないと判断して仙台市は「域内処理」を貫き、処理・処分やリサイクル等を計画以上のスピードで事業を進捗させています。前倒しで終了できる見通しで、市外の県内災害廃棄物の受け入れも可能であるとしています。

では、仙台市以外の宮城県内の災害廃棄物（所管は宮城県知事）はどうなっているのか。「宮城県災害廃棄物処理計画」を見ると、仙台市の場合と決定的に違います。基本は民間

企業に処理等を一括して委託する方式であり、「広域処理」の方式です。石巻市や南三陸町、名取市や亶理町などの被災地の災害廃棄物は7つのブロックに区分し、ブロック単位で処理・処分やリサイクル等を行う方式を採用しています。ブロック別に災害廃棄物を仮置き場や集積場（搬入場・中間処理場）に集め、分別等を経て処理・処分やリサイクル等を行うとしています。仙台市の場合には前述のように「域内処理」を基本にすえ、必ずしも大企業ではない市内の実績のある産廃業者の協力を得て処理等必要な事業を計画的に行っています。そのうえで、宮城県は「膨大な廃棄物の処理を効率よく進めるため、処理業務について、ブロック（またはブロック内処理区）別にプロポーザル方式で」企業に一括して事業を発注する、いわゆる民間委託方式で行うとしています（業務受託者は3社以上の業者で構成される特定業務共同企業体、いわゆる受託代表企業を中心とする「JV方式」）。

詳細は省きますが、ブロック別の一括発注で宮城県から受注に成功しているのは、いずれも大企業、大手ゼネコンが代表の「特定業務共同企業体」（JV）です。石巻ブロック（石巻市、東松島市、女川町）は鹿島建設が代表のJV（2011年9月契約）、亶理名取ブロック（名取処理区）は西松建設が代表のJV（11年10月）、亶理名取ブロック（岩沼処理区）は間組が代表のJV（11年10月）、亶理名取ブロック（亶理処理区）は大林組が代表のJV（11年10月）、亶理名取ブロック（山元処理区）はフジタが代表のJV（11年10月）、宮城東部ブロック（塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町）はJFEエンジニアリングが代表のJV（11年12月）、気仙沼ブロック（南三陸処理区）は清水建設が代表のJV（12年3月契約）が受託しています。受託し

た大企業が県と契約したのは2011年10月以降で、12年に契約しているブロックもあります。「3.11」から10カ月も経ってからの契約です。契約後に企業が処理等に必要仮施設を建設し、処理等の事業に本格的に着手するにはさらに時間がかかるわけです。時

間的制約に照らしても「域内処理」だけの終了は窮屈で、「広域処理」という名の「越境搬送」で打開せざるを得なくなる。いずれにしても仙台市の方式とは決定的に異なります。一言でいえば、大手ゼネコンなど大企業への丸投げ方式であります。

## 「災害廃棄物処理計画」の問題点——終了期限の「2014年3月末」

災害廃棄物の処理等には終了期限の定めがあり、3年間で処理すると終了期限を決めています。終了期限が定まっているため、被災地は焦っています。「域内処理」も「広域処理」も、いずれの場合も終了期限は2014（平成26）年3月末までと定まっています。現地調査で、「終了期限が14年3月末であるが、事業は進捗しておらず、現状では期限までの終了は絶望的である」、こうした声を各地で頻りに耳にしてきました。最初はこの発言の意味が分からず、ピンとこなかった。何でこの年なのかを関係者に聞いても明確な返事がなかったし、終了年度の根拠も示されなかった。帰京して法律や資料を読み直し、意味が分かった次第です。要するに、「災害廃棄物特別措置法」にもとづいて被災地が策定している「災害廃棄物処理計画」が、「広域処理」等によって災害廃棄物の処理等を終了する目標年として14年3月末日と明記しているのです。目標は目標で、守られない場合が往々にして多いのですが、災害廃棄物の処理等については例外で、財務省の都合など国の事情で「3年以内」という終了期限厳守の通達でも来ているのでしょうか。ともかく、14年3月末終了が被災地にとってプレッシャーになっている、終了できるか焦っている。終了期限が日々迫ってきているからです。

この時期になっても災害廃棄物の処理等は1割近くしか終了しておらず、約9割は残っている。この焦りを現地で実感してきました。被災地によっては計画の6～7割が終了して



いるが、処理率数%の被災地も多く、未着手状態の被災地もあります。「広域処理」の方式が処理等の進捗を阻害しているという実態が、被災地によっては厳然として存在します。自前の焼却施設や最終処分場が地震と津波で壊され、処理能力が大幅にダウンしている被災地や、施設を失った被災地もあります。仮設の施設で対応することも可能であるが、建設は簡単ではありません。被災地で3年以内に処理等を終了することは無理と判断し、打ち出されたのが「広域処理」であるが、被災地外の受け入れ要請の拒否や「広域処理」への数々の異議申し立てなどが影響して、災害廃棄物の受け入れや「広域処理」はいっこうに進展していません。震災直後の4月に、環境省は被災地外の都道府県や市町村等に災害廃棄物の受け入れ、「広域処理」を要請していました。この段階では、多くの団体は「お互い様だから」と受け入れを表明しているが、時間が経つにつれて受け入れを尻込みするよ

うになり、いざ受け入れる段階になって態度を変えてきています。受け入れは確実に後退しています。1年後の現在も、受け入れを困難視する流れは基本的に変わっていません。

こういう状況があるわけですから、廃棄物処理法をもとに「広域処理」で災害廃棄物の問題に向き合うとした「3.11」への対応方針は、間違っていたと私には思えてなりません。災害廃棄物を取り扱う市町村等には政令指定都市以外、産業廃棄物を処理する施設やノウハウがないし、実績もない。いわんや一般廃棄物から産業廃棄物まで、産業廃棄物以上に多様で、危険・有害な処理困難廃棄物まで広範囲にわたる災害廃棄物を処理等ができるノウハウや実績を、多くの市町村等は持っていません。にもかかわらず、国は廃棄物処理法をベースに災害廃棄物を一般廃棄物と規定し、処理等を市町村や一部事務組合に担当させようとした、そこに決定的な誤りがあります。「特別措置法」が処理主体を市町村等に課したことから大混乱が生まれ、そのじつ対応できない状況が生まれている。これでは

被災地だけでなく、被災地外の市町村等も災害廃棄物を素直に受け入れることに戸惑い、「広域処理」の要請に進んで手を上げることをためらってしまう。

埼玉県でも木質系の災害廃棄物に限って、県北にある太平洋セメント（株）が受け入れを表明し、「広域処理」の要請に応えています。木質系の災害廃棄物というのは、災害廃棄物が何十種類とある中の一種類にすぎません。木質系の災害廃棄物に限定せず、被災地が要請しているいろいろの災害廃棄物を受け入れて「広域処理」を行うということであれば評価も変わってこようが、現状は企業の都合を優先しています。県内の多くの市町村等が住民合意を得て受け入れに積極的に手を上げ、「広域処理」に応ずるのであれば評価も違ってこようが、現時点、県内状況はこうした状況からはほど遠い。このような状況を考えると、災害廃棄物の処理等を「3年以内」に終了するというは非現実的で、実態を知らず、知ろうとしない官僚的な作文、押しつけ以外の何ものでもありません。

## 国家責任としての災害廃棄物問題の解決——責任逃れに終始した国

産業廃棄物に近い災害廃棄物の収集から中間処理、最終処分、リサイクルまで国家責任で行うべきである。これが災害廃棄物の問題について私が考えてきたことであります。国家責任で災害廃棄物の問題に向き合い、解決に当たるという問題意識や視点を基本に、災害廃棄物の問題について考えてきました。ところが、国はこうした向き合い方を選択していません。災害廃棄物を一般廃棄物と規定し、「広域処理」という名で市町村や一部事務組合に処理責任を転嫁し、国家責任を放棄してきています。「広域処理」は国の責任逃れの選択肢以外の何ものでもありません。被災地が抱える悩みや痛み、住民が抱える苦悩のすべて、地方行政の心痛のすべての根源には、

災害廃棄物を一般廃棄物と規定し、「広域処理」の方式を選択し、市町村等や住民に判断と責任を転嫁してきたことにあります。

日本は震災大国です。地震大国として有史以来、何度も大津波に襲われてきました。日本列島の沿岸地域、とくに太平洋沿岸は明治以降だけでも何十メートルもの高い津波に何度も襲われています。有史以来、大津波の襲来が繰り返していたことは、古文書等の記録が示していることです。太平洋の対岸等で発生した地震による津波が、何千キロも離れた東北地方などに押し寄せ、大きな被害を繰り返す国、それが日本列島です。阪神・淡路大震災に遭遇したのはごく最近のこと、17年前のことです（1995年）。たまたま津波被害は

なかったが、膨大な災害廃棄物は発生しており、処理等に難渋していたのは昨日の出来事です。災害廃棄物の量は今回とは比較できない程度であったが、今回同様、全国の市町村が協力を申し出て、応援を得て処理・処分等を行っています。このときも結果的に、国家責任で災害廃棄物の問題の解決に当たっていません。この機会に「災害廃棄物処理基本法」のような新法を制定し、大震災に伴う災害廃棄物の問題にそなえるべきであったが、自ら制定のチャンスを放棄しています。備えが整っていないところで発生したのが今回の東日本大震災であり、膨大な災害廃棄物の発生であります。

膨大かつ多様な災害廃棄物の問題を、被災地の市町村が「域内処理」で解決できないことは明らかです。被災地の一般廃棄物の処理施設は地震と津波で全壊・半壊し、機能不全に陥っています。津波の被害を免れても、大地震で受けたダメージは大きい。ダメージが比較的小さかった県内内陸部の市町村等の応援が不可欠であることは確かです。県内の既存施設で「域内処理」を行っている場合もあるし、岩手県では仮設の焼却施設などを建設

し、県内で処理等をおこない、実績も残しています。何といたっても災害廃棄物の発生量は膨大です。岩手県でも年間一般廃棄物量の10年分にも相当する膨大な量があるし、宮城県の場合は20年分にも相当する膨大な災害廃棄物です。天文学的数量の災害廃棄物が瞬時に発生したのであります。膨大な災害廃棄物を突きつけられ、狼狽し、思考停止状態に陥ってもやむを得ない。仮設の施設を多少つくり、処理能力をあげても追いつく量ではありません。3年以内に処理等を終了するというのは、最初から無理な話です。こういう状況を想定して「広域処理」の方針を打ち出したのであろうが、被災地外での住民合意形成の難しさ、住民の異議申し立てなどに遭遇して「広域処理」は大幅に後退を余儀なくされています。災害廃棄物の被ばくという不安材料が受け入れを困難にし、後退に結びついていることも事実であります。あれだけの実態やマイナス要因を見せつけられたら、当初受け入れを表明した都道府県や市町村等の多くも、手のひらを返して受け入れに慎重にならざるを得ません。

## 「広域処理」と期限切りが足かせ

最後にもう1点、「広域処理」と「3年以内」に終了させるという終了期限が、進捗を遅らせている問題です。終了期限が災害廃棄物の処理等の「足かせ」になっています。「3.11」からすでに1年余、誰が見ても処理等の進捗は大幅に遅れています。「広域処理」の方針を決定して被災地外に受け入れを要請し、他力本願で解決しようとしてきたこと、国が被災地外の都道府県、とくに市町村や一部事務組合、そして住民に撤去責任・処理責任を転嫁し、国家責任を逃れようとしてきた、この考え方、方針、期限設定が進捗の「足かせ」になってきたと思います。このこ

とを明らかにする必要があります。現在でも被災地には膨大な災害廃棄物が山積みになっている、異常な状況であります。「広域処理」が進捗していない、受け入れのメドが立っていない、災害廃棄物の原風景、被災地の原風景であります。

こういう実態・風景をわれわれは直視する必要があります。現時点の平均的な処理率は、数か月前に発表された数値が「域内処理」を含めて約10%です。4月末には12.3%という数値を発表しているが、この数値もどこまで信用できるでしょうか。実態はこれ以下ではないか、私はもっとシビアに見ています。

発表されてきた災害廃棄物の発生量自体がバブルだったのではないか。それにしても発生量は変わりすぎる。どの数値を根拠に処理等の実績を評価すべきか、数値そのものが信頼できない面もあります。処理率は信用できない。進捗率約7割の被災地がある一方、進捗率ゼロ%の被災地もある。進捗率はまだら模様で、隔たりが大きすぎます。大手ゼネコンなどの受注が決定し、「丸投げ」が決定したことで一安心し、以後事業がいっこうに進展しない県もあります。

こういう状況を私なりに観察し、関係者から得ている情報を整理・分析し、処理等が進捗しない背景に何があるのか、何が要因か考えた場合、災害廃棄物を処理・処分やリサイクル等を3年以内に終了すると決めている終了期限が、市町村等の大きなプレッシャーになっている、「足かせ」になっていると強く感じています。「域内処理」だけでなく「広域処理」の場合も、タイムリミットは「2014年3月末」です。期限までに「広域処理」を終了する自信はないのだろうと思います。「域内処理」が進捗しない背景には、安易な「広域処理」の選択・誘導があると考えています。「広域処理」を選択したことで、被災地が仮設の施設を建設して域内で処理等を行う途を結果的に断つか、狭めることになったと認識しています。国家の責任で災害廃棄物の最大限を被災地と隣接・周辺の市町村で処理・処分し、リサイクルする、いわゆる「域内処理」に徹すべきであったと考えています。実現不可能な3年以内での処理等の終了というタイムリミットは適切でなかったと認識しています。被災地の地域状況や環境に配慮し、適正かつ合理的に処理・処分する。再生利用等のリサイクルを最大限追求し、かつ優先する方式で向き合うべきであったと考えています。

「域内処理」、「広域処理」、いずれにしても災害廃棄物の処理等の大前提は、処理等に関わる最終責任が国・政府にあるという責任

所在の明確化です。災害廃棄物の処理・処分・リサイクル等に必要な仮設の施設建設や施設維持管理等の事業費の一切を、国が最終的に全面的に負担することにあります。くわえて、廃棄物処理等において実績やノウハウを有する被災地や周辺の中小零細企業（業者連合や組合）から全面的な協力を得て、域内で対応する方針・方策がベターであると考えています。3年以内に終了するというタイムリミットに縛られることなく、期間を若干延長しても「域内処理」を基軸に処理等をやり遂げる必要があったと考えています。終了期限への拘束から解放されることで、ていねいな事業も期待でき、望ましいリサイクル等の可能性も拓けます。「域内処理」の比重が増すことで、多少なりとも事業費の一部が被災地に落ち、地元の仕事興しや就労機会の拡大等を通じて地域経済を潤すことにも寄与するでしょう。

「域内処理」の途を閉ざすことになった要因の1つは、「14年3月末」というタイムリミットです。タイムリミットというプレッシャーがなければ、「域内処理」で対応できる災害廃棄物の数量も大幅に増えたであろうし、「広域処理」という安易な選択肢も浮上しなかったであろうし、比重増に結びつくこともなかったでしょう。再生利用等のリサイクルの比重も大幅に上昇したのではないかと考えます。その意味でも、「広域処理」の選択肢や「14年3月末」までに終了する旨の期限の設定は大きな誤りであったと考えます。

（当日のレジュメをもとに一部補足・加筆したことを申し添えます。）